

## 店舗支援ロボット賠償責任補償規程

### 第1条(総則)

1. 株式会社USEN、株式会社USEN—ALMEX及び株式会社USEN TRUST（三者とも株式会社U—NEXT HOLDINGSの完全子会社であり、以下併せて「サービス提供者」といいます。）は、店舗支援ロボット賠償責任補償規程を定め、本サービスの対象となる製品（以下「本製品」といいます。）について、本規程に従い店舗支援ロボット賠償責任補償（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスは、サービス提供者が共同で運営するサービスです。
2. サービス提供者は、本サービスの提供にあたり、保険会社と損害保険契約を締結しています。
3. お客様が本サービスを申し込んだ時点で、本規程に同意したものとみなします。

### 第2条(本サービスの内容)

1. サービス提供者は、お客様が本製品を使用又は管理することによって生じた偶然な事故により、他人の身体の障害又は財物の損壊について、お客様が法律上の賠償責任義務を負担することによって被る損害を対象として補償します。
2. 第9条（本サービスの適用除外項目）に該当する場合には、本サービスの適用対象外とします。

### 第3条(本サービス期間)

1. 本サービスの有効期間は、お客様と本製品の提供者との契約内容に応じて、次の通りとします。なお、本条に定める本サービスの有効期間を、以下「本サービス期間」といいます。
  - (1) 販売契約の場合 本製品の納品日から始まり、保守サポート料の支払が終了する月の末日午後4時まで
  - (2) レンタル契約の場合 レンタル契約に基づきレンタル料の支払が開始する月の翌月1日から始まり、レンタル料の支払が終了する月の末日午後4時まで
2. 初期不良等により、メーカー保証期間内にメーカー又は本製品の販売者より交換品が提供された場合であっても、本サービス期間は変更されないものとします。
3. 本サービスの有効期間内において、本製品に係る本サービスの利用回数に制限はないものとします。ただし、1事故あたりの補償限度額は1,000万円とします。

### 第4条(本サービスの終了)

本サービスは、次の事項に該当する場合に終了します。

- (1) 本製品が第三者に譲渡又は転売等された場合。
- (2) サービス提供者が設置・工事した本製品をサービス提供者に通知なく移転又は移設した場合。
- (3) お客様と本製品の提供者が販売契約を締結している場合、本製品に係る保守サポートが終了したとき。
- (4) お客様と本製品の提供者がレンタル契約を締結している場合、当該レンタル契約のレンタル期間が終了したとき。

### 第5条(本サービスの適用請求方法)

1. お客様は、本サービスの適用を希望する場合、以下の連絡先に連絡するものとします。なお、本サービス利用時にお客様からサービス提供者への連絡に必要となる費用、その他通信費用はお客様が負担するものとします。

USENロボットサポートセンター

フリーダイヤル：0120-788-610 受付時間：10:00～22:00（年中無休）

2. サービス提供者は、お客様から本サービス適用の請求をいただいたときに、本サービスに関するお客様の登録情報（製品情報及び個人情報）及び本サービスの適用を要する事故等の発生状況（発生日時や被害状況等）を確認します。この場合において、お客様より本サービス適用の請求に際して通知いただいた情報と登録情報との間に相違があったとき、又はその他お客様より必要な情報の通知をいただけないときには、サービス提供者は、本サービスを提供しない場合があります。
3. サービス提供者は、必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータ消去を行うことがあります。当該消去について、お客様は予め同意するものとし、サービス提供者に対して何ら異議を述べないものとします。

### 第6条(登録情報の変更)

次に該当する場合、お客様は、速やかにUSENロボットサポートセンターまで通知するものとします。通知がない場合、本サービスが適用されないことがあります。

- (1) 本サービス期間中に、お客様の氏名・名称、連絡先電話番号又は住所等の変更がある場合。
- (2) 本製品のメーカー若しくは販売者より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

### 第7条(個人情報の使用)

1. サービス提供者は、お客様に関する個人情報について、サービス提供者が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うほか、次の目的で利用します。

- (1) 本サービスの継続、変更又は終了に関すること。
  - (2) 本サービスのカスタマーサポートの提供。
  - (3) サービス提供者及び第三者のサービスにおける商品・サービスの案内、キャンペーン情報（含む広告、宣伝。）のご提供、又は販売の勧誘（電話、郵便、メール等の方法による。）。
  - (4) サービス提供者サービスにおける新商品・新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い。
  - (5) キャンペーン情報その他特典サービスのご提供。
  - (6) 統計資料の作成。
2. サービス提供者は本サービスの提供に際して、サービス提供者の責任において、保険会社へお客様の個人情報を提供します。

## 第8条(間接損害等)

1. サービス提供者は、本サービスに関してお客様に生じた間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等を含みますが、これらに限られません。）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます。）並びに他の財物に生じた損害に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、サービス提供者は、サービス提供者の故意又は重過失によりお客様に生じた損害について、本製品の販売価格を上限として賠償責任を負うものとします。

## 第9条(本サービスの適用除外項目)

本サービスは、お客様が次に定める事項に該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、適用されないものとします。

- (1) お客様又はお客様の使用人の故意によって生じた賠償責任
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動※1に起因する賠償責任
- ※1 暴動とは、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
  - (4) お客様又はお客様の使用人が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
  - (5) お客様又はお客様の使用人と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
  - (6) お客様の使用人がお客様の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
  - (7) 排水又は排気※2によって生じた賠償責任
- ※2 排気には、排気煙又は蒸気を含みます。
- (8) お客様又はお客様の使用人と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
  - (9) 本製品の修理その他工事に起因する賠償責任
  - (10) 航空機、昇降機、自動車、船又は車両※3、若しくは動物の所有、使用又は管理※4に起因する賠償責任
- ※3 車両とは、自動車及び原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ※4 航空機、昇降機、自動車、船又は車両※3、若しくは動物の所有、使用又は管理とは、貨物の積み込み又は積み下し作業を除きます。
- (11) 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用又は家事用器具から排出、漏えい又は汩らんする液体、気体、蒸気等※5による財物の損壊に起因する賠償責任
- ※5 液体、気体、蒸気等の成分は、水に限りません。
- (12) 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
  - (13) 仕事の終了後※6又は仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（但し、お客様又はお客様の使用人が、機械、装置又は資材を仕事の行われた場所に放置又は遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。）。
- ※6 仕事の終了後とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。
- (14) お客様又はお客様の使用人の占有を離れた商品、飲食物又はその他の財物に起因する賠償責任
  - (15) 支給財物※7の損壊に起因する賠償責任
- ※7 支給財物とは、次のア及びイに掲げる財物をいいます。
- ア. 作業※8に使用される材料又は部品をいい、既に作業※8に使用されたものを含みます。
- イ. お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって据え付けられる、又は組み立てられる装置若しくは設備をいい、既に据え付けられた、又は組み立てられたものを含みます。
- ※8 作業とは、お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃及び洗浄を含みます。
- (16) 次のアからウに掲げる者が、その者の受託財物※9を損壊したことに起因する賠償責任
- ア. お客様の役員又は使用人

イ. お客様の下請負人

ウ. お客様の下請負人の役員又は使用人

※9 受託財物とは、次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

お客様が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物※7

ウ. 販売・保管・運送受託物

お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物及び支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業※8 のためにお客様が所有又は管理する財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(17) お客様の承諾を得て本製品を使用する者が、事故により、他の本製品の利用者の身体の障害又は財物の損壊に対して負担する賠償責任

(18) お客様の承諾を得て本製品を使用する者が、本製品を第三者に貸した場合に、その第三者が起こした事故により負担する賠償責任

(19) お客様が本製品の提供者の承諾なく本製品を改造・改修したことを原因として発生した事故等に起因する賠償責任

## 第10条(遵守義務)

お客様が本規程の定め違反し、サービス提供者に対し著しい損害を与えた場合、またはそのおそれがあるとサービス提供者が判断した場合には、本サービス期間中であっても、サービス提供者は、本サービスを適用しないものとします。

## 第11条(サービス提供者による解除及び反社会的勢力排除に関する表明保証)

1. お客様及びサービス提供者は、本サービス期間の開始日及び開始後において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの役員、従業員、及び関係者が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2. お客様及びサービス提供者は、相手方が次のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、何らの催告を要せず本サービスを解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項のいずれかに該当したお客様は、サービス提供者が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとします。

4. 第2項の規定による解除が偶然な事故により生じた損害の後になされた場合であっても、第2項のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した偶然な事故により生じた損害については、サービス提供者は、本サービスを提供しません。この場合において、既に本サービス修理を提供していたときは、サービス提供者は、お客様に対して、本サービス相当額の返還を請求することができるものとします。

## 第12条(その他の注意事項)

1. 本製品に係る損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができます。

## 第13条(本規程の変更)

1. サービス提供者は、以下の場合、お客様の承諾を得ることなく、本規程を改定することができます。

(1) 本規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本規程の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に基づき本規程を変更する場合、サービス提供者は、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容とその効力発生日を、効力発生日の1か月前までにお客様に通知するものとし、変更後の本規程の効力は、効力発生日以後に生じるものとします。

## 第14条(合意管轄)

本サービス及び本規程に関連して発生したサービス提供者とお客様の間は一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年9月1日制定